

（ 第 2 回 ） 契 約 変 更 の 内 容

契約変更年月日	令和 6 年 7 月 5 日
契約業者名	清水建設（株）
契約業者の住所	東京都中央区京橋二丁目16番1号
工事の名称	明治記念大磯邸園西地区1期(22)新営その他工事
工事場所	神奈川県中郡大磯町西小磯字稲荷松 5 8
工事種別	建築工事
工事概要	1. 建物 2) 旧滄浪閣 旧李王家別邸 変更一式 5. 設備 1) 電気設備 変更一式 2) 機械設備 変更一式 6. とりこわし 1) 既存建物 変更一式 2) 既存工作物 変更一式 3) 既存樹木 変更一式 4) 舗装 変更一式 7. その他 変更一式
工期（自）	令和4年11月16日
工期（至）	令和6年9月30日
契約金額	2,674,096,600 円
変更金額	37,400,000 円
変更後の契約金額	2,711,496,600 円
変更理由	<変更理由> 1. 建物 2) 旧滄浪閣 旧李王家別邸 ・現地精査の結果、既存建材に石綿含有の危惧があったため、石綿含有建材調査を変更（増）する。 5. 設備 1) 電気設備 ・現地精査の結果、旧李王家別邸及び（旧）ホール棟の

	電灯設備、構内交換設備、拡声設備及び火災報知設備の撤去が設計どおりに施工できないことが判明したため、撤去範囲を変更（増）する。 ・現地精査の結果、旧李王家別邸の誘導支援設備の撤去が設計どおりに施工できないことが判明したため、撤去範囲を変更（増）する。 2) 機械設備 ・現地精査の結果、旧滄浪閣（伊藤博文邸跡・旧李王家別邸）（旧）李王家別邸の換気扇等の撤去が設計どおりに施工できないため、撤去範囲を変更（増）する。 ・現地精査の結果、旧滄浪閣（伊藤博文邸跡・旧李王家別邸）（旧）李王家別邸の撤去材ルームエアコンが家電リサイクル法による処理の必要性が生じたため、構外搬出処理を変更（増）する。 ・現地精査の結果、旧滄浪閣（伊藤博文邸跡・旧李王家別邸）（旧）李王家別邸の空調用及び厨房機器用冷媒ガス処分の必要性が生じたため、回収費、運搬費及び破壊処分費を変更（増）する。 ・現地精査の結果、旧滄浪閣（伊藤博文邸跡・旧李王家別邸）（旧）ホール棟のファンコイルユニットの撤去が設計どおりに施工できないため、撤去範囲を変更（増）する。 ・現地精査の結果、旧滄浪閣（伊藤博文邸跡・旧李王家別邸）（旧）ホール棟の空調用及び厨房機器用冷媒ガス処分の必要性が生じたため、回収費、運搬費及び破壊処分費を変更（増）する。 ・現地精査の結果、旧滄浪閣（伊藤博文邸跡・旧李王家別邸）（旧）ホール棟のパッケージ形空気調和機及び片吸込みシロッコファンの撤去が不要となったため、撤去を変更（減）する。 6. とりこわし 1) 既存建物 ・現地精査の結果、既存建材に石綿含有の危惧があったため、石綿含有建材調査を追加し、増工する。 ・石綿含有調査の結果、チャペル内装材に石綿含有建材があったため、撤去・処分を変更（増）する。 2) 既存工作物 ・現地精査の結果、既存擁壁の解体が設計通りに施工できないことが判明したため、既存擁壁調査を変更（増）する。 ・既存擁壁調査の結果、既存擁壁撤去が不要となったため、撤去を変更（減）する。 3) 既存樹木 ・現地精査の結果、既存樹木が工事に支障があり抜根・伐採の必要性が生じたため、既存樹木の抜根・伐採等を変更（増）する。 4) 舗装 ・現地精査の結果、既存アスファルト舗装撤去の必要性が生じたため、アスファルト舗装の撤去を変更（増）する。
--	---

	7. その他 ・現地精査の結果、既存存置物の撤去及び移設の必要性が生じたため、既存存置物の撤去及び移設を変更（増）する。 ・現地精査の結果、遺構により試掘の必要性が生じたため、試掘調査を変更（増）する。 ・現地精査の結果、仮囲いの設置が設計通りに施工できないことが判明したため、仮囲いの形状を変更（増）する。 8. 工期は元設計とおりとする。
--	---

（ 第 3 回 ） 契 約 変 更 の 内 容

契約変更年月日	令和 6 年 8 月 2 6 日
契約業者名	清水建設（株）
契約業者の住所	東京都中央区京橋二丁目16番1号
工事の名称	明治記念大磯邸園西地区1期(22)新営その他工事
工事場所	神奈川県中郡大磯町西小磯字稲荷松 5 8
工事種別	建築工事
工事概要	—
工期（自）	令和 4 年 1 1 月 1 6 日
工期（至）	令和 7 年 3 月 3 1 日
契約金額	2, 711, 496, 600円
変更金額	126, 720, 000円
変更後の契約金額	2, 838, 216, 600円
変更理由	<変更内容> ・工事請負契約書第 2 6 条第 6 項に基づき受注者より請負代金額の変更請求を受け、協議した結果、変更（増）する。 <工期> ・工期は、既存仕上りを撤去したところ創建当時の痕跡が発見されたほか、旧滄浪閣には火災の跡が広範囲に見られたことから調査及び設計再検討により不測の日数を要したため182日間延長し、令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。 元 工 期 令和 4 年 1 1 月 1 6 日から令和 6 年 9 月 3 0 日 まで 変更工期 令和 4 年 1 1 月 1 6 日から令和 7 年 3 月 3 1 日 まで

（ 第 4 回 ） 契 約 変 更 の 内 容

契約変更年月日	令和 6 年 1 2 月 2 4 日
契約業者名	清水建設（株）
契約業者の住所	東京都中央区京橋二丁目16番1号
工事の名称	明治記念大磯邸園西地区1期(22)新営その他工事
工事場所	神奈川県中郡大磯町西小磯字稲荷松 5 8
工事種別	建築工事
工事概要	1. 建物 1) エントランス棟 2) 旧滄浪閣 旧李王家別邸 3) 旧滄浪閣 (旧) ホール棟 変更一式 変更一式 変更一式 5. 設備 1) 電気設備 変更一式 6. 取りこわし 1) 既存建物 2) 既存工作物 変更一式 変更一式 7. その他 変更一式
工期（自）	令和4年11月16日
工期（至）	令和7年3月31日
契約金額	2,838,216,600円
変更金額	287,980,000円
変更後の契約金額	2,550,236,600円
変更理由	<変更理由> 1. 建物 1) エントランス棟 ・現地精査の結果、基礎の形状に変更が必要になったため、変更（増）する。 ・現地精査の結果、小屋組・スラブの部材断面に変更が必要になったため、変更（増）する。 ・現地精査の結果、鉄骨部材の形状及び位置に変更が必要になったため、変更（増）する。 2) 旧滄浪閣（旧伊藤博文邸跡・旧李王家別邸）旧李王家別邸

	・現地精査の結果、既存基礎の撤去が設計どおりに施工できないことが判明したため、撤去範囲を変更（増）する。 ・現地精査の結果、腐朽による木材の撤去・新設範囲が設計図どおりに施工できないことが判明したため、木材の撤去・新設範囲を変更（増）する。 ・現地精査の結果、外壁改修、建具改修、内装改修及び塗装改修の改修に係る部分の工事範囲の見直しが必要になったため、工事範囲を変更（減）する。 3) 旧滄浪閣（旧伊藤博文邸跡・旧李王家別邸）（旧）ホール棟 ・現地精査の結果、レストラン内に既存厨房機器の残置が確認されたため、厨房機器撤去を追加する。 ・現地精査の結果、屋根及びとい改修、外壁改修、建具改修、内装改修及び塗装改修のうち改修に係る部分の工事範囲の見直しが必要になったため、工事範囲を変更（減）する。 2. 設備 1) 電気設備 ・現地精査の結果、エントランス棟の盤類に変更が必要になったため、変更（増）する。 3. 取りこわし 1) 既存建物 ・現地精査の結果、石綿含有建材の撤去が必要になったため、石綿含有建材の撤去を追加する。 2) 既存工作物 ・現地精査の結果、エントランス棟の新築範囲に地中障害物が確認されたため、地中障害物の撤去を追加する。 4. その他 ・現地精査の結果、旧滄浪閣の工事するために仮設構台が必要になったため、仮設構台を追加する。 ・現地精査の結果、石綿含有建材の撤去の運搬及び処分が必要になったため、運搬及び処分を追加する。
--	---

(第 5 回) 契 約 変 更 の 内 容

契約変更年月日	令和 7 年 1 月 2 4 日
契約業者名	清水建設 (株)
契約業者の住所	東京都中央区京橋二丁目16番1号
工事の名称	明治記念大磯邸園西地区1期(22)新営その他工事
工事場所	神奈川県中郡大磯町西小磯字稲荷松 5 8
工事種別	建築工事
工事概要	工事なし
工期 (自)	令和 4 年 1 1 月 1 6 日
工期 (至)	令和 7 年 3 月 3 1 日
契約金額	2, 550, 236, 600円
変更金額	53, 966, 000円
変更後の契約金額	2, 604, 202, 600円
変更理由	1. 工事請負契約書第 2 6 条第 6 項に基づき受注者より請負代金額の変更請求を受け、協議した結果、変更 (増) する。

(第 6 回) 契 約 変 更 の 内 容

契約変更年月日	令和 7 年 3 月 1 3 日
契約業者名	清水建設 (株)
契約業者の住所	東京都中央区京橋二丁目16番1号
工事の名称	明治記念大磯邸園西地区1期(22)新営その他工事
工事場所	神奈川県中郡大磯町西小磯字稲荷松 5 8
工事種別	建築工事
工事概要	工事なし
工期 (自)	令和 4 年 1 1 月 1 6 日
工期 (至)	令和 7 年 3 月 3 1 日
契約金額	2, 604, 202, 600円
変更金額	550, 000, 000 円
変更後の契約金額	3, 154, 202, 600 円
変更理由	1. 建物 1) エントランス棟 ・特定行政庁協議の結果、ガラス屋根の仕様に変更が必要になったため、変更 (増) する。 ・現地精査の結果、鉄骨接合柱に根巻耐火が必要になったため、追加する。 2) 旧滄浪閣 (旧伊藤博文邸跡・旧李王家別邸) (旧) ホール棟 ・現地精査の結果、擁壁に既存擁壁形状に伴う形状変更が必要になったため、変更 (増) する。 2. 工作物 4) 地下防火水槽 ・管理官署との協議の結果、地下消火水槽の躯体の形状変更が必要になったため、変更 (増) する。 ・現地精査の結果、地下防火水槽の耐圧版コンクリートの仕様変更が必要になったため変更 (増) する。

	3. 設備 1) 電気設備 ・現地精査の結果、エントランス棟の拡声設備に変更が必要になったため、変更（増）する。 2) 機械設備 ・現地精査の結果、エントランス棟の空気調和設備の機器に変更が必要になったため、変更（増）する。 4. 取りこわし 1) 既存工作物 ・現地精査の結果、アスファルト舗装の取りこわし範囲に変更が必要になったため、変更（増）する。 5. その他 ・現地精査の結果、地下消火水槽の山留工法に変更が必要になったため、変更（増）する。 6. 邸園内設備 1) 消火 ・現地精査の結果、邸園内に消火管の敷設が必要になったため、配管の敷設を追加する。 2) 給水 ・現地精査の結果、邸園内に給水管の敷設が必要になったため、配管の敷設を追加する。 3) 污水排水 ・現地精査の結果、邸園内に污水管の敷設が必要になったため、配管の敷設を追加する。 4) 電気設備 ・現地精査の結果、邸園内に電気設備配管類の敷設が必要になったため、配管の敷設を追加する。 7. 工期は、邸園内の消火管、給水管、污水管及び電気設備の配管敷設の追加により 1 2 2 日間延長し、令和 7 年 7 月 3 1 日までとする。
--	--